別紙様式第十五号第一の17.〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕の表記載上の注意の次に次のように加える。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

（記載上の注意）

1．本表は、海外拠点を有する信用金庫連合会（連結自己資本比率を算出する信用金庫連合会を除く。）が記載するものとする。

2．「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（信用金庫法第89条第１項において準用する銀行法第14条の２第１号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3．「各国・地域の金融当局が定める比率（%）」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on（per cent of RWA））（当該比率が公表されていない場合には０%、2.5%を超える場合には2.5%）を記載すること。

4．「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

5．「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率（%）（経過措置ベース）」は、平成28年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年３月31日から起算して１年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載）。

6．本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、０と記載すること。

（貸金業法施行規則の一部改正）

第三条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第四号の四中「60日」を「３ヶ月」に、「（昭和37年法律第160号）」を「（平成26年法律第68号）」に改める。

別紙様式第四号の五中「60日」を「３ヶ月」に、「（昭和37年法律第160号）」を「（平成26年法律第68号）」に、「異議申立て」を「審査請求」に改める。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第四号中「60日」を「３ヶ月」に、「（昭和37年法律第160号）」を「（平成26年法律第68号）」に改める。